

松田町木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震に強い安全なまちづくりを推進するため、町民自らが所有し居住する木造住宅の耐震改修工事に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、松田町補助金等交付規則（平成13年4月26日松田町規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 木造住宅の耐震診断と補強方法（国土交通省住宅局監修・財団法人日本建築防災協会発行）に基づく一般診断法又は精密診断法により、耐震診断技術者が行う木造住宅の耐震性の診断をいう。
- (2) 耐震診断技術者 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士であって、神奈川県木造住宅耐震診断実務講習（技術者向け）を修了した者をいう。
- (3) 耐震改修工事 耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の木造住宅において、改修工事後の耐震診断の結果、総合評点が1.0以上となる工事をいう。
- (4) 耐震改修工事費 改修工事、工事設計、工事積算、工事監理その他耐震改修工事に係る経費をいう。

(補助対象建築物)

第3条 補助金の交付対象となる木造住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反しているものを除く。

- (1) 町民自らが町内に所有し、居住するもの。
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築確認通知書を受けた一戸建住宅、2世帯住宅又は店舗併用住宅であるもの。ただし、昭和56年6月1日以降に建築確認通知書を受けて増築又は改築されたものを除く。
- (3) 地上の階数が2以下であるもの。
- (4) 在来軸組工法により建築されたもの。ただし、枠組壁工法又はプレハブ工法のものを除く。
- (5) 耐震診断の結果、総合評点が1.0未満であるもの。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町税等を滞納していないこと。
- (2) 松田町暴力団排除条例（平成23年3月25日条例第2号）に定める暴力団員及びその者を含む世帯に属する者でないこと。
- (3) この要綱において、過去に補助金の交付を受けていないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、耐震改修工事に要する経費の2分の1の額とし、500,000円を限度とする。ただし、算出した補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ町長と協議するものとする。

(交付の申請)

第7条 申請者は、耐震改修工事を行う前に、松田町木

造住宅耐震改修工事費補助金交付申請書（第1号様式）
に關係書類を添えて町長に提出しなければならない。

（交付の決定及び決定通知）

第8条 町長は、前条の規定により補助金の申請があつたときは、その内容を審査し、松田町木造住宅耐震改修工事費補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（耐震改修工事の着手）

第9条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに耐震改修工事に着手するものとする。

（交付内容の変更又は取り下げ）

第10条 第8条の規定により、交付決定者が、交付決定後に申請の内容を変更する場合又は申請を取り下げる場合は、松田町木造住宅耐震改修工事費補助金交付申請内容変更（取り下げ）申請書（第3号様式）に關係書類を添えて町長に提出しなければならない。

（交付内容の変更決定及び通知）

第11条 町長は、前条の規定により交付内容変更等の申請があつたときは、その内容を審査し、松田町木造住宅耐震改修工事費補助金交付決定変更通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（中間状況報告等）

第12条 町長は、耐震改修工事において必要があると認めるときは、補助金の交付決定者から報告を求め、又はその工事現場に立ち入り、工事状況を確認することができる。

（完了実績報告）

第13条 交付決定者は、交付決定後その年度の2月末日までに補助金の交付に係る耐震改修工事を完了し、

松田町木造住宅耐震改修工事完了実績報告書（第5号様式）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第14条 町長は、前条に規定する完了実績報告を受け、その内容が適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、松田町木造住宅耐震改修工事費補助金交付確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第15条 前条に規定する補助金の交付確定を受けた者は、速やかに松田町木造住宅耐震改修工事費補助金請求書（第7号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第16条 町長は、補助金の交付を受けた者が、虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けたと認められるとき、若しくは、この要綱に違反することが認められるときは、交付された補助金にかかる交付確定を取り消し、当該補助金を返還させなければならない。

2 前項の規定は、交付決定者の交付決定を取り消す場合に準用し、松田町木造住宅耐震改修工事費補助金取り消し返還通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。